

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>（業務の代理）</p> <p>第十三条 法第十条第二項第八号に規定する業務の代理で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 信託業務を営む金融機関の信託業務の代理</p> <p>三 六 （略）</p>	<p>（業務の代理）</p> <p>第十三条 法第十条第二項第八号に規定する業務の代理で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 信託業務を営む銀行の信託業務の代理</p> <p>三 六 （略）</p>